

令和6年 第13回浅口市農業委員会議事録

令和6年12月13日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	高井 基次	出	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋藤 孝実	出	鴨方3	山 下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

説明のため出席した者の氏名 産業建設部産業振興課 主事 今城 雄大

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第16号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年1月15日（水））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、定刻が参りましたので、これから会議を始めたいと思います。

皆さん、今日は年末のお忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。本日も慎重審議でひとつよろしくお願ひします。

これより令和6年第13回浅口市農業委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は13名の参加であります。

今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において3番友田委員、5番古城委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日といたします。

事務局 すみません、事務局より1点、議事に入ります前にお話をさせていただきます。

今回、昨日になるんですか、議案の取下げが1件入っております。そちらの報告をさせていただきます。

議案書の2ページになります。

議案番号が666、上から3つ目になります、そちらのほうは昨日取下げ書のほうの提出がありましたので、取下げになっております。資料のほうの訂正をお願いいたします。666番が取下げになります。

以上になります。

議長 ありがとうございます。

それでは、日程第3、議事に移ります。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

656番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになります。

議案第44号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年12月13日提出。

番号が656、土地の所在地は全て金光町大谷です。656-1、畑、571平米。同じく2ほかといたしまして、畑3筆、1、415平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、656-1及び2が〇〇〇〇。656-3及び4が〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、5番古城委員、補足説明をお願いします。

委員 お世話になります。

地図は、1ページから。〇〇〇〇ということになります。〇〇〇〇、今もう更地になつたりしますが、その東側になります。この譲渡人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、お二人とも〇〇〇〇、それと並行して〇〇〇〇を行っておられましたが、高齢になったのと、あと息子さん等々がそういうふうな植木の生産をしないというふうなことから譲渡に至ったということです。譲受人、〇〇〇〇さんということですが、この方が〇〇〇〇であります。よって、この方の名義で取得されるんですが、〇〇〇〇で、〇〇〇〇を行うっていうふうにお話を伺いました。もう周りも、すぐそばに民家もないような状態なんで、別に、だから今植木が何ぼか残つとるんだけど、また同じように植木を植えるということで、問題はなかろうかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、656番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。
続きまして、664番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。

番号664、土地の所在地は、鴨方町鴨方です。畑、182平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番川崎委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番川崎です。

地図のほうは、3ページ、4ページになります。

こちらのほうの譲渡し人の方が、もうなかなか動きが悪くなりましたということで、家庭菜園のほうをしてたんですけど、それはもうやらんからどなたかということと言われてて、そしたらちょうど近くに住まいをされてるこの受け人の方が、一応この方も他の町内からこちらのほうに帰ってこられて、それで何かどこかするところはないかなということで話があり、それじゃちょうどいいということでこういう贈与ということになりました。何も問題はないと、ご審議のほうをよろしくお願ひします。

議 長 ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、664番の件に対してご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。
続きまして、668番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
番号668、土地の所在地は、鴨方町深田です。畑、9.66平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、6番川崎委員、補足説明をお願いします。

委員 まず、7番、8番が8ページの図になります。
こちらのほうの土地の所有者の方と、あとちょうど対角線、8ページの地図に、小さいんですけど三角の土地がちょうど対角線上にあるんです。それを今交換ということで話がありまして、それでその下の〇〇〇〇は、〇〇〇〇というんですけど、こちらのほうの所有で、その所有とそこの今度譲り渡されるところを足せばちょうどきれいな土地になりますのでということで、交換されるということです。一応こちらのほうの土地も〇〇〇〇のほうの土地も、一応きれいに管理はされてますので、今後譲り渡してもらえるその〇〇〇〇ところの土地も管理されると思います。だから、何も問題はないと思いますので、ご審議のほうをよろしくお願いたします。

議長 〇〇〇〇が対角線上の土地ということですか、これ。

委員 そうですね、〇〇〇〇。

議長 〇〇〇〇。

委員 がちょうど三角形が残るんですけど。ただ、こちらのほうは農地ではないんです。だから、そのところは等価交換かどうか分かりませんが、認めれば交換されるということです。

議長 分かりました。
ただいまの説明で質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、668番の件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定します。
続きまして、議案第45号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 失礼します。
3ページになります。
議案第45号農地法第4条の規定による許可申請について（農地転用事業計画変更）。令和6年12月13日提出。
今回の案件につきましては、5ページの661番も関連がありますので、一緒に説明したいと思います。
まず、番号660、土地の所在地は、全て鴨方町深田です。660の1、畑、505平米。660-2、畑、608平米。こちらのほうは、令和5年3月15日に開催した第4回農業委員会で許可いただいた議案の計画変更になります。〇〇〇〇でした

が、今回〇〇〇〇への変更申請になります。譲受人は、〇〇〇〇。

次に、5ページをお開きください。

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和6年12月13日提出。

こちらの番号661、土地の所在地は、鴨方町深田です。畑、512平米。借受人は、番号660と〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天資材置場。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしくお願いたします。

議 長
委 員

次に、6番川崎委員、補足説明をお願いします。

6番川崎です。

この土地ですが、まず最初の議案第45号の農地法第4条に関しては、使用目的が変わるということで、その土地の所有者で〇〇〇〇なんですけど、その方が現状今広いコンテナ置場になるべく土地はあるんですけど、ちょっと手狭ということで置き切れないということで、〇〇〇〇から、次の議案第45号の661番になるんですけど、その土地が買いたいということで、ただ、この方は一応婚姻関係の方であります。それでこれが、なぜ借り受けた、どうしても土地が広くしなければいけないんだけど、そこ当然斜面が引っかかるので、斜面があるもので、その斜面をきれいに平らにしたいということで、この条件を言われてました。この土地を整備したいということです。一応何も問題はないと思います。ご審議のほうをよろしくお願いたします。

議 長
委 員
議 長

ただいまの説明で、質疑はありませんか。よろしいですか。

なし声

質疑なしと認めます。

それでは、660番及び661番の件についてご異議はありませんか。

委 員
議 長

異議なし声

異議なしと認め、許可することに決定します。

続きまして、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局

失礼します。

議案書の4ページになります。

議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和6年12月13日提出。

番号665、土地の所在地は、全て金光町占見新田です。665-1、田、1,064平米。同じく2ほかといたしまして、田3筆、563平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、665-1から3が、〇〇〇〇。665-4が、〇〇〇〇。転用目的は、分譲宅地。施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。この申請と同時に、市開発許可も申請中です。よろしくお願いたします。

議 長 次に、該当地区の担当委員であります私が補足説明を行います。
位置図は、11、12ページになります。

〇〇〇〇から西へ300メートルほど行ったところに〇〇〇〇があるんですが、そのちょうど裏手になります。この土地は住宅団地の中にあつて、〇〇〇〇、今盛んに分譲、建物が建ってるんですが、それとアパートにもうちょうど囲まれてしもうて、もう周りがそういう状態になってます。今ももう耕作はしてないような状態で、耕作するつもりもないというふうなことを言われております。住宅地の中でありますんで、特に問題はないというふうに考えてます。審議のほうをよろしくお願ひします。

ただいまの説明で質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、665番の件についてご異議はありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定します。
続きまして、669番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
議案の5ページになります。
議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和6年12月13日提出。
番号669、土地の所在地は、金光町下竹です。畑、197.72平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般宅地。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 地図は、13、14ページです。
場所は、〇〇〇〇の東端すぐなんで、すぐ北側に〇〇〇〇があります。そこで、現場はもうよく見ております。それで、まだ何も建っている様子はないので、いつ建てるかはまだちょっと分かりません。もう何も問題はないと思います。審議のほどをよろしく。

議 長 ただいまの説明で、質疑はありませんか。

委 員 すみません。

議 長 どうぞ、はい。

委 員 今朝通ったら、地鎮祭をしてたんですよ。地鎮祭ということは、もう着工になるんじゃないかなと思うんです。許可前に着工するということが自体がどうかと。

議 長 まだ着工はしてないですよ。

委 員 私が今来るときには、もう全然分からなくて。

議 長 見に行ったんですけど、確認をしましたが、まだその時点では着工も何もという

ふうなことだったんですが。

委員 地をあげてはいた。畑でじゃったろう。

議長 どうなでしょう。

委員 それは、そのための法律にのっかってしょうるわけじゃけえ、何のための農地法にのっかって農業委員会でやるんならという話よな。結局4条にしても5条にしても3条にしてもそうじゃけど、結局農業委員会で審議して、それに対して異議ありません、それで許可されて、その通知書が来て、それで初めて事に乗って事業を起こすということになるんじゃないねん。僕らは推進委員じゃから、そんな農業委員さんと違ってその議決権も、へえから何もねんで、文句言う筋合いが一切ないとは思うけれど、こういう席へ出て、農地法にのっかって審議する以上は、それにのっかった作業工程、家を建てるのは建ててもええけど、その作業工程にのっかってやってもらわんと、何のために農業委員会をするんか意味分からんでしょう。

委員 却下する。

委員 却下。

議長 はい、どうぞ。

委員 いいですか、13番の岡田です。

皆さんおっしゃるとおりで、農業委員会の許可によって原則できないものを許可してできるようにするっていう、そのためのことを今まさにやってるわけですから、それをやる前に現状変更とかそれに着手するっていうのは本来やっちゃいけないこと。それについては、多分過去も同じような例があったと記憶してるんです。

委員 それは、原則そういうふうに、皆さんおっしゃるようにできないはずで、それを安易にその口頭の注意とかで許するっていうことになったら、これやってる意味がないじゃないかって皆さんおっしゃるとおりだと思うんですね。なので、たしか、ちょっと調べていただきたいんですけど、それはもともと畑だったものを許可が出る前に現状変更をしたということなんですか。それとも、この地目は畑になってるけど、もともとそういう状態だったということなんですか、もう既にやっぱり造成工事はやったということですか、土地の許可が出る前に。

事務局 その前がどういう状態じゃったかということころまではまだ確認できてないです。先程委員がおっしゃられましたが、畑として台帳登録されています。

委員 そうですね、だからそこも確認したほうがいいですよ。だから、そこら辺を調べていただいて対応するような形にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと皆さんの意見を聞いていただいたらいいと思いますけど。

委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

委員 瀬嶋といいます。

私も推進委員なんですけども、私も今鴨方で農業してますけど、その前は〇〇〇〇のほうで建設業に従事しておりました。〇〇〇〇は、こういう違反があった場合は全部原状復帰です。許可が出ません。原状復帰した時点で、新しく申請し直して許可が

出ます。もうそういう件を私は何回か聞いたり見たりしておりますので、やっぱしするべきことは、こうやって皆さん集まってしょんですから、やっぱりきっちりとしたほうがいいと思います。委員会がこういう開催をしようの意味が全くないと思います。

議 長 すみません、それで今、岡田委員とかが説明があったんですが、やはりきちっとした対応をするというふうなことで、今説明をしていただいたんですけど、保留とか、差し戻しということになるんですよね。そういう形で対応をする、皆さんどういうふうにやるか、どういうふうにしたほうがよろしいでしょうかね。今日のその皆さんのご意見を尊重して対応したいがなというふうには思うんですが、どうでしょうか。

事務局 また申請者の方にちょっと来ていただいて、今回こうなった経緯も説明してもらって、過去の対応状況をどうしているかというのも参考にしながら今後決定していきたいと思ってます。どのような形にさせてもらってもよろしいでしょうか。

議 長 許可ではなくして、さっき言われたようなことをきちっと確認をして、どのような対応がよろしいでしょうか。

委 員 差し戻しでしょう。当然差し戻しでしょう。今言われとったように。でないともう僕たちの意味ないじゃないですか。僕も農業してますから、現役で、それはもうこの法務局に至るまで厳しいのは重々承知してやってるわけですから、そんなんやっぱり、柚木さんも皆さんおっしゃったように、要らないじゃないですか。そんなこと意味もないし、農業委員も農地の価値も関係ないし。

委 員 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

委 員 すみません、推進委員の大島なんですけども、多分推進委員としての意見になると思うんですが、皆さん毎年一回農地調査をされてるかと思うんですが、恐らく農地調査をしてる段階でも似たような状況を見ることがあるんじゃないかなと思うんです。やはりそのたんびに私も同じようなことを思っていましたんで、私も今3期目ですけど。なんで、ほかの委員さんもおっしゃられるように差し戻しなりなんなりするのが適切な対応ではないかなとは思っています。

議 長 ありがとうございます。

事務局 農業委員さんで挙手してもらって。

議 長 挙手。採決取って。

委 員 これいつ受けたん。

事務局 受け付けた日は11月20日です。

委 員 すみません、これ別件なんですけど、僕は農業用の倉庫を持ってるんですけど、金光町の話なんですけど、従業員さんとかパートさんたちを使うということで浄化槽も要るよという話になったんですよ、そのときに農業倉庫に浄化槽なんてあり得んつつって、30年前の話なんですけど、許可取るのがもう大変で大変でというようなことで、自分もそうやって苦労してますから、また再申請という形にしてもらわないと、

その状態でと私は思いますけど、皆さんの意見、それぞれ聞いてみてください。

委員 それから、農業をするために僕もハウスを建てるときに、きちんと審査を通してやってきてますからという話です。

議長 それじゃあ、今回の申請は却下して、原状復帰、もう見ただけの話なんで分かりませんが、今回の申請は不許可ですか。原状復帰をしてもらって、新たに申請をしていただくというふうな方向で、進めていく、それでよろしいですか。

委員 はい。

委員 これの登記地目は宅地になってますよね。

委員 現況地目は畑になってるということ。

委員 ということですよ。

事務局 はい、現況は畑。

委員 ということですかね。

委員 それで、固定資産税の関係とかで畑にしとんのですかね。そのときに。

委員 今宅地なら、農業委員会は別に関係ないじゃないですか、農地じゃないんなら。

委員 農地じゃないんなら関係ないです。

事務局 なぜ畑にしとるかっていうところまでは分からんのですけど。

委員 それは多分固定資産税を。

事務局 現況は畑ということ。

委員 畑になっとるよね。

議長 登記簿では。

事務局 登記地目が宅地に。

委員 宅地。

議長 宅地になってますね。

委員 それもちょっと多分固定資産税が高いからということで、使わんからということで畑に変更しとるでしょう。

議長 登記簿上は宅地だったら、何も必要ない。

事務局 すみません、先ほどの問題の件なんですけど、ちょっとまだいつ頃からどういう状況でこうなったかというのが確認が取れてないというところもありますので、先ほど私のほうから説明をさせてもらったように、まずその状況確認をさせていただきたいと思います。

改めてもう一回この議案をかけさせていただいて、後日どうするかという判断をさせていただけたらと思います。議案をかける前に、事実確認をして、どう対応をしていくかというところを協議した後に、もう一度この申請を上げられて、もう一回皆さんに審議していきたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。そうさせていただきたいということで、ご了解いただけたらと思います。

委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

委員 こんな案件が来たら、やっぱり事務局のほうからやっちゃ駄目ですよというのはや

つぱり一言言うたってください。

委員 許可が出んといううちや駄目ですよって。

委員 申請に来た時点で、そのほうがいい、確認でね。

委員 事務局知らなかったわけでしょう、地上げしとったというのは。

委員 そりゃあ知らんでしょ、知らん。

事務局 そうですね。

委員 そしたら、もう仕方ないですよ、そりゃ。

委員 確認を。

委員 確認も何も、もう。

委員 申請に来たときに、いや、この人のことを言よんじゃないん、ずっと来られる、何件も来るじゃないですか、許可が出るまではいらわないでくださいというのを確認で言うてくださいって。

委員 それは言わなくても常識だと思うけどな。

事務局 当然のように、事前着工は駄目ですよってというのは。

委員 言よんでしょ。

事務局 それは同じことの繰り返しになりますが言わせていただいています。

委員 言わなくても常識の話じゃ、そりゃ。

議長 それでは、今事務局のほうから説明がありましたようなことで対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 では、続きまして、議案第47号農用地利用集積計画についてを議題とします。
議案に関する〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員は、ここでちょっと退席のほう、ひとつよろしくお願いします。
(〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 退場)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。
議案書の6ページから8ページになります。
議案第47号農用地利用集積計画について。令和6年12月13日提出。
それでは、ご説明いたします。
番号21から29になります。この9件につきましては、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は7名、農地は15筆で、更新が11筆、新規が4筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年未満が1件、6年未満が13件、10年以上が1件になります。
次に、8ページになります。
(1) 地目別設定面積について、田1万1,916平米、畑161平米です。
以上です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議長 それでは、この件についてご異議はありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定します。

委員 両委員に入室をしてもらってください。

議長 (〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員 入場)

議長 事務局より審議の結果を退出者にご報告願います。

事務局 失礼します。退席されました方へお知らせいたします。先ほどの件は承認を受けておりますので、お知らせいたします。

議長 日程第4、報告事項に移ります。

議長 報告第16号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。

議長 では、続きまして、議案書の9ページになります。

事務局 報告第16号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和6年12月13日提出。

議長 番号658、鴨方町本庄、田、1,139平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年11月4日です。

議長 番号659、鴨方町本庄、田、317平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年11月6日です。

議長 番号662、金光町占見新田、田、1,147平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年11月11日です。

議長 番号663、金光町占見新田、田、1,061平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は令和6年11月11日です。

議長 以上です。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 この658と659、これは先月の農業委員会で許可された。この解約の協議届出というのはいつ。

事務局 これが出されたのが11月4日です。

委員 11月15日に許可。

事務局 それで、もうこれは合意解約が11月4日というです。

委員 合意解約が11月4日でしょう。

委員 わしらも何件かありましたけど。

委員 順番がどうなっとんかな。

事務局 すみません、お待たせいたしました。

先ほどが、議案書の9ページの報告第16号の件で、ちょっとこちらのほうで調べておりました。その件について報告をさせていただきます。

事務局 すみません、今ご指摘のありました件につきましては、今回18条等の解約を報告させていただきます。12月13日提出ということで、案件につきましては、柚木委員さんのご指摘のとおり、11月15日提出の3条に関わる件です。申請時と土地についての確認をさせていただいて、そこに古い3条の賃貸契約が解除されずに残っていると思われる案件ということで、地権者等にその解約の指導をしておりました。11月15日提出時前に解約が整ったということで、今回報告のとおり11月4日付で合意解約に至りました。それをもって、11月15日の3条の議案のほうへ上げさせていただきます。今回は、届けに伴う報告ということで、農地法第18条の規定等による合意解約の通知を受けましたという報告を12月13日提出で行わせていただいているということになります。合意解約が行われた後に、3条の許可手続の審議をいただいたということです。

議長 はい。

委員 その以前に入っとるわけ。

事務局 その以前に、土地にそういう小作があるということで、地権者と折衝を行っていただいって、書類が整ったのが、申し訳ないんですが、11月4日提出ということで、当人さん、相手さん方も分かっていると、あとは書類を整えるだけというようなことで、それが整えば3条へ上げさせていただくということでの処理をしておりました。通常の3条への確認という上では、一応書類は整ってはなかったんですけども、その确实性ということで、解約に至るといってお話がありましたので、またその事実を確認した上で11月15日に上げさせていただいてるということです。

事務局 今上げてるんですけど、これはその11月4日に合意解約がなされたという報告です。

議長 はい、どうぞ。

委員 すみません、柚木さん、これ報告、後から報告を受けようということ。報告なんじゃ。

議長 はい、どうぞ。

委員 時系列で整理すると、まず売買の申請が上がってきました。ただ、その売買の3条の売買かは、贈与か分かりませんから、3条が上がってきたときに古い占有権限に関する権利関係があるかもしれないということが分かったんで、その申請者に交渉をして、承認を取るのは15日の委員会ですよね。

事務局 はい。

委員 それまでに、もし出てくればそのままいくし、出てこなければ取下げにしようと思ってたってことですね。

事務局 そうです。

委員 本来11月4日に、ちゃんと11月4日に合意解約の届出が出たんで、そのまんま15日に取ったと、その取下げが11月4日に、その取下げというか合意解約があり

事務局 ましたという報告を12月の今回してますよと。

事務局 そうです。

委員 そういことですね。だから、何ら許可の要件にも反しないし、特段問題もない、
事務局 そういことですね、

事務局 そうなんです。けれども、柚木委員がご指摘されとるのは、やっぱり従来全部整った上でというようなところを言われておられると思います。

議長 はい、どうぞ。

委員 4番荒木です。

委員 だったら、6ページ、7ページ、8ページ、9ページはもう報告ということで、審議の必要はないということですね。

委員 対象じゃない。

委員 対象じゃないということですね。報告を僕たちが受けましたというだけのことですね。

事務局 日程の一番最初のページを見ていただければ、日程第3と日程第4とで分かれておりますので、日程第3が議事で、日程第4が報告事項ということになります。

委員 報告だけじゃってということですか。

事務局 3条については、迅速な手続の進行をとということで国からもいろいろ来とります。あまり時間をかけないようにというのと、内容的に確認できるもの等、通常20日締めにはなります。その許可をいただく段階で法的な書類等整ってない、権利関係の同意がない場合については許可にならないということにはなりますので、その点についてはおっしゃられるとおりで、当初申請時に全部そろっているというと確実性は担保されるんですけども、申し訳ないですけども、その期間、3条のスムーズな処理をとということで出てくれば、委員会の前段階でそれが確実に確認できればというところで、特段昨今件数も増えて、いろいろな部分での権利的な分、厳しい目も向け、入れていただいておりますので、そういうところの対応をさせてもらっております。基本的には、委員さんに諮るときには全て整った部分での議案提出ということを見せてもらっております。もう直前でも、不備やおかしい点が見つければ、すぐさまそれを報告して、取下げなりの処理をさせていただいております。

議長 今回の事務局のほうの説明でよろしいでしょうか。

委員 なし声

委員 じゃあ、一応さっきの報告事項については、報告を受けたということにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

事務局 日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願ひします。

事務局 ①視察研修について
②市町村農業委員・農地利用最適化委員研修会について
③来年の農業委員会開催予定について
④アンケート、農地の貸借の制度等について

委員 ⑤農業委員会の日程について
議長 なし声
ほかにはないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会（午後3時10分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月13日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩